特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
30	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年6月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務
②事務の概要	・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円（非課税世帯等に対する臨時特別給付金）を支給する。【令和4年12月28日終了】 ・住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を支給する。【令和5年3月31日終了】 ・物価高騰に対する家計への負担増加を踏まえ、特に影響の大きい住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を支給する。【令和5年11月15日終了】 ・デフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を追加で支給する。【令和6年5月15日終了】 ・住民税均等割のみ課税される世帯に対し1世帯当たり10万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　住民税均等割のみ課税世帯分）を支給する。【令和6年6月28日終了】 また、住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　こども加算）を支給する。【令和6年9月30日終了】 ・デフレ脱却のための総合経済対策において、物価高騰による負担増を踏まえ、所得税及び個人住民税において定額減税を実施するが、減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の者に令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額それぞれに控除不足額（減税しきれない額）を算出し、それらを合計した額の1万円未満を切り上げた額（調整給付）を支給する。【令和6年11月29日終了】 ・令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税される世帯へ1世帯当たり10万円（R6非課税課化給付・R6均等割のみ課税化給付）を支給する。また、それらの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円（こども加算）を支給する。【令和6年11月29日終了】 ・国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円（物価高騰対策給付金）を支給する。また、それらの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円（こども加算）を支給する。 ・令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方に対する当初調整給付金について、令和6年分所得税額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた場合等に、不足分の給付を行う。 特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25
③システムの名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち不足額給付）事業支援システム（国政給付ヘルパー2025）、宛名システム、番号連携サーバ、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム

2. 特定個人情報ファイル名
価格高騰重点支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）　第10条 ・番号法第9条第1項　別表の135の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	給付金実施本部
②所属長の役職名	事務局長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市　総務部　総務課 〒690-8540　島根県松江市末次町86番地　TEL0852-55-5555（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市　政策部　デジタル戦略課 〒690-8540　島根県松江市末次町86番地　TEL0852-55-5555（代表）
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とし、複数の者で確認することで、誤ったデータの連携を防止することを遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	松江市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者の研修において離籍時のログアウト徹底を呼びかけ実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	Ⅰ-1-②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を支給するもの。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円（非課税世帯等に対する臨時特別給付金）を支給する。 【令和4年12月28日終了】 併せて、同じく住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を支給する。	事後	
令和5年1月13日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号） 第10条 ・番号法第9条第1項 別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年内閣府・総務省告示第1号）5号	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号） 第10条 ・番号法第9条第1項 別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示5号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示7号	事後	
令和5年7月19日	Ⅰ-1-①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務	事後	
令和5年7月19日	Ⅰ-1-②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円（非課税世帯等に対する臨時特別給付金）を支給する。 【令和4年12月28日終了】 併せて、同じく住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を支給する。	・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円（非課税世帯等に対する臨時特別給付金）を支給する。 【令和4年12月28日終了】 ・住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を支給する。【令和5年3月31日終了】 ・物価高騰に対する家計への負担増加を踏まえ、特に影響の大きい住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を支給する。	事後	
令和5年7月19日	Ⅰ-1-③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務支援システム	令和5年度価格高騰対策支援給付金事務支援システム	事後	
令和5年7月19日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル	価格高騰重点支援給付金ファイル	事後	
令和5年7月19日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号） 第10条 ・番号法第9条第1項 別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示5号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示7号	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号） 第10条 ・番号法第9条第1項 別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和5年7月19日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年7月19日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月17日	Ⅰ-1-②事務の概要	・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円（非課税世帯等に対する臨時特別給付金）を支給する。【令和4年12月28日終了】 ・住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を支給する。【令和5年3月31日終了】 ・物価高騰に対する家計への負担増加を踏まえ、特に影響の大きい住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を支給する。 特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、支給要件の該当性の判定及び支給に関する事務に使用する。	・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円（非課税世帯等に対する臨時特別給付金）を支給する。【令和4年12月28日終了】 ・住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を支給する。【令和5年3月31日終了】 ・物価高騰に対する家計への負担増加を踏まえ、特に影響の大きい住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり3万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を支給する。【令和5年11月15日終了】 ・デフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を追加で支給する。 ・住民税均等割のみ課税される世帯に対し1世帯当たり10万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　住民税均等割のみ課税世帯分）を支給する。 また、住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　こども加算）を支給する。 特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、支給要件の該当性の判定及び支給に関する事務に使用する。	事後	
令和6年5月17日	Ⅰ-5-①部署	健康福祉部　健康福祉総務課	給付金実施本部	事後	
令和6年5月17日	Ⅰ-5-②所属長の役職	課長	事務局長	事後	
令和6年5月17日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	
令和6年5月17日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和5年12月1日　時点	事後	
令和6年7月24日	Ⅰ-1-②事務の概要	・デフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を追加で支給する。 ・住民税均等割のみ課税される世帯に対し1世帯当たり10万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　住民税均等割のみ課税世帯分）を支給する。 また、住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　こども加算）を支給する。 特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、支給要件の該当性の判定及び支給に関する事務に使用する。	・デフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）を追加で支給する。【令和6年5月15日終了】 ・住民税均等割のみ課税される世帯に対し1世帯当たり10万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　住民税均等割のみ課税世帯分）を支給する。 また、住民税非課税又は住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金　こども加算）を支給する。 ・デフレ脱却のための総合経済対策において、物価高騰による負担増を踏まえ、所得税及び個人住民税において定額減税を実施するが、減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の者に令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額それぞれに控除不足額（減税しきれない額）を算出し、それらを合計した額の1万円未満を切り上げた額（調整給付）を支給する。 ・令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税される世帯へ1世帯当たり10万円（R6非課税課化給付・R6均等割のみ課税化給付）を支給する。また、それらの世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円（こども加算）を支給する。 特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、支給要件の該当性の判定及び支給に関する事務に使用する	事後	
令和6年7月24日	Ⅰ-1-③システムの名称	令和5年度価格高騰対策支援給付金事務支援システム	令和6年度価格高騰対策支援給付金事務支援システム	事後	
令和6年7月24日	Ⅰ-3　法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）　第10条 ・番号法第9条第1項　別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）　第10条 ・番号法第9条第1項　別表の135の項	事後	
令和6年7月24日	Ⅰ-4-②　法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第59条の4 【情報提供の根拠】 提供なし	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	Ⅱ-1　評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年7月24日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	令和5年12月1日　時点	令和6年6月3日　時点	事後	
令和6年7月24日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	令和5年12月1日　時点	令和6年6月3日　時点	事後	